

登 載 依 頼

熊 本 県 立 高 等 学 校 入 試 制 度 検 討 委 員 会 公 告 第 8 号

第8回熊本県立高等学校入試制度検討委員会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおりです。

平成14年12月25日

熊本県立高等学校入試制度検討委員会

会長 米 沢 和 彦

- 1 日時
平成15年1月22日（水）
午前10時から正午まで
- 2 場所
熊本市水前寺一丁目33の18
水前寺共済会館 芙蓉の間
- 3 議題（予定）
 - 1 平成17年度以降の入試制度（素案）について
 - 2 その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
会議の傍聴手続は、午前9時30分から午前9時50分まで会議の会場入口において行い、検討委員会の会長が認めただうえで、事務局の案内により会議の会場に入ることができます。
ただし、受付終了時点で定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定します。
- 6 問い合わせ先
熊本県立高等学校入試制度検討委員会事務局（熊本県教育庁高校教育課）
（電話 096-383-1111 内線 6668）

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月25日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊 本 県 人 事 委 員 会 規 則 第 51 号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「又は」を「、又は」に改め、同条第2項中「前項の」を「、前項の」に改め、同項第4号中「うけて」を「受けて」に改め、同項第7号中「第20条の3第1項」を「第20条の5第1項」に改める。

別表第6の教育職給料表（2）級別最低経験年数表の備考第2項中「附則第10項の規定により高等学校教諭の」を「附則第8項の規定により高等学校教諭の」に改める。

別表第9を次のように改める。